

令和6年度第2回春日井市地域自立支援協議会に係る事前質問と御意見

質問者	資料No.	質問内容	回答者
原委員	資料1	② ニーズ別の就労について どんな相談、支援が必要とされていますか。	しゃきよう 春日苑 かすがい JHNまある あつとわん
	回答	春日苑では脳血管障がい、難病、事故などによる半身不随、進行性の視覚障がいなど中途障がいとなった方などの就労の相談があります。しかし、トイレや段差などのハード面や作業内容が支障となり身体障がい者を受け入れ可能な事業所が少ないことが課題となっています。 PC系の作業で在宅ワークを取り入れている事業所は徐々に増えていますが、車いすの方の利用などハード面での対応や、片手（特に利き腕でない場合）でも作業可能な業務ができる事業所が増えていくとよいと考え、当センターでも仕事内容と情報を多く把握する必要があります。 発達障がいや軽度知的障がいの方では、A型事業所で求められる能力や社会適合力に及ばないが、B型事業所では収入面で折り合わない方の相談があり、ハローワークや就業・生活支援センターようわと連携して対応しています。	春日苑
	回答	職場の人間関係の悩みや有給の使い方、転職の相談などお受けしました。就業・生活支援センターようわと情報共有して、必要に応じて引継ぎ、職場などにも介入していただいています。	かすがい
	回答	A型やB型を利用中の人から障害者雇用等へのステップアップの希望があった場合や相談員から勧めた際に、客観的な判断材料として職業適性検査を受けていただき、本人の向き不向きなどを見える化して対応したケースが6件あった。 現在、障害者雇用で就労されている方から、職場での人間関係や仕事内容のこと、環境のことなどを電話や面接で相談を受けている。 精神や発達障がいの方が障がい福祉課へ「働きたい」「働かないといけない」と思っている」等の相談をすると、概ねまあるを紹介される。相談者のニーズに応じて就労継続支援や就労移行などの障がい福祉サービスや障害者雇用等含めた制度説明をしている。ケースによっては障がい福祉サービスの利用もしくは職業適性検査を受けてもらい、ハローワークへの同行や職場見学・面接同行の支援によって就職したケースもあった。	まある
	回答	「就労」については、今回件数として報告はありません。 あつとわんは、主に児童を対象に相談を受けています。ただ、最近はお子さんの相談で関わっている保護者に精神疾患や発達障がいの診断がされている場合もあり、働きたいという相談も今後あるかもしれません。	あつとわん
	回答	A型、B型の福祉就労について知りたい・紹介してほしいといった相談が本人、家族の他、地域包括支援センターからも多くある。事業所情報を提供すると共に、本来の福祉就労の目的に合っているか等関係機関と連携しながら調整を図っている。 「就労」だけでなく、離婚問題、生活困窮、家族関係といった複合的な課題を抱えているケースや、不安の解消・情緒安定のため傾聴してほしいといった相談も多い。（例：一般就労を目指しているが、病状の悪化や家庭環境など様々な要因から困難を抱えているケースがあった。本人の働きたい気持ちと現状のミスマッチがあり不穏になっているため、就労移行支援事業所や計画相談員、母の支援者、医療機関とも連携をしている。） 就労継続支援A型事業所の利用について、強迫性障がいの診断名で障がい福祉サービスの支給決定の対象となるが、ハローワークは強迫性障がい者で障がい者登録ができないため、A型も含め障がい者用求人を紹介できないと言われた。A型事業所としては特開金などを得るためには、ハローワークで求人を受理・紹介してもらう必要があり、希望の事業所に応募できないという問題があった。 ○特開金・・特定求職者雇用開発助成金 高齢者、障がい者、母子家庭の母などの就職が特に困難な者を、ハローワークや民間の職業紹介事業者などの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金	しゃきよう
	資料2-1 【御意見】	地域課題について ハローワークでは、企業へ障がい者雇用の促進や合理的配慮等について理解を深めていただくための働きかけ等をおこなっているところですが、こちらにある通り、身体障がい者の受入可能な事業所や仕事は少ない状況です。 一方で、PCによる資料作成等の在宅勤務への求人や、重度の身体障がい者からの応募希望の相談があまり無いため、求人が出ても決まらないということもあります。 就職希望の方の仕事の相談先の一つとして、ハローワークもご利用ください。	

佐藤委員	資料1 【御意見】	資料がとてもいいと思いました。 特に相談に関する報告の集約は、似たようなケースがあった時に、事業所どうし相談できるのではないかと思います。集約する係の方は大変だと思いますが今後も続けていただけたらと思いました。	
	資料2 【御意見】	今まで子どもの世話をしてきた親世代が高齢化し、家庭内での支援や介助ができなくなっていくのが当たり前になっていくのだとあらためて感じました。早い段階で親御さんに頼らない支援体制を構築していくことができるといいなあと思いました。	
	資料2 【御意見】	あつとわんさんのところに不登校の問題が挙げられていました。 学校の問題も大きいのですが、家族の問題、発達の問題など背景が複雑になっている場合も少なくありません。学校は、こうした複雑さに気づいていても指摘しづらい立場にあります。不登校についても、自立支援協議会のように話し合える場があるといいのにと感じました。	
	資料5 【御意見】	医ケア児の受け入れは地域の学校でも今後進むと考えています。 施設の面、人の面、経験の面、課題が山積しています。いざというときにお力添えいただけたらと思っています。	
服部委員	資料2	相談支援事業所あつとわんの相談の傾向と所感の中で「土日に子どもを預けたいという相談があった。母子家庭のケースが多く、世帯の生活や保護者の考え方などもあるが、制度や資源があってもすべてを網羅することは難しいと感じている。」とありますがなぜすべてを網羅することが難しいのでしょうか？	
	回答	制度や資源について、ある程度の把握はしていますが、利用の仕方などが多岐に渡るため、希望する内容によっては網羅しきれていないのが現状です。 1つ目のケースは、母子家庭で、近隣に協力してくれる親族がいません。子どもたちが保育園に在籍しているが、保護者が夕方に病院受診をしようと思うと子どもの迎えの時間に間に合わない可能性があり、子どもを預かって欲しいという内容でした。 2つ目のケースは、母子家庭で、保護者が就職面談のために土日に子どもを預けたいという内容でした。支援をする中で、制度と制度のはざまはどうしてもありますし、はざまの支援を別の社会資源で補うことに難しさもあります。資源はあっても事前予約が必要であったり、提供時間が決まっていたり、有償サービスで補うこともあります。金銭面的に負担もあります。	あつとわん
	資料7	地域支援拠点等の報告のGH体験入居について※延べ人数（複数回利用している方も利用ごとに1カウントしています。）定期利用の利用者が多い傾向にあります。と記載されていますが複数回利用されている方（定期利用の利用者）が何人いて同月に何回利用されているのか、また毎月利用されているのかなどが分かるように報告していただくことは可能でしょうか？	
	回答	契約されている方で4月から9月までに利用された方は14名です。毎月利用されている方が7名で、多い方では4月から9月までに11回利用、1カ月で3回利用された方がいます。	かすがい
三輪委員	資料2	あつとわん：地域課題の医療的ケアや遺伝子系の疾患、難病があっても親子が気軽にに行ける場所についてですが、社協の児童発達支援事業の親子通所では対応できないでしょうか。	
	回答	児童発達支援は障がい児通所支援のため、必要に応じて療育を受けていただくことを目的としており、療育の必要性を判断した上での利用となります。また、利用時間が決まっていることから、その時間と生活リズムが合わない（開所時間と昼寝の時間が重なる等）場合もあります。 今回は、報告書にも記載しているとおり、低年齢（0歳～3歳くらい）の医療的ケア、遺伝子による疾患、難病を持つお子さんが、それぞれの生活リズムに合った遊べる場所が少ない点を問題と感じています。	あつとわん
	資料7 【御意見】	2 主な相談内容と今後の課題 緊急時の受け入れについて、身体障がい者も安心して受け入れてもらえるように環境面も含めて対応をおねがいしたいと思います。	